

令和元年（ワ）第172号、同2年（ワ）第216号、同3年（ワ）第181号、同5年（ワ）第290号 違法行為差止請求事件

原告 和田 廣治 ほか

被告 金井 豊 ほか

## 第40準備書面

—本件における立証責任の内容と所在—

2024年9月20日

富山地方裁判所民事部合議C係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 岩 淵 正 明  
外



### 第1 本書面の位置づけ

#### 1 裁判所の見解

御庁は、第10回口頭弁論期日において、以下の見解を示した。すなわち、

- ① 会社法360条の「回復することができない損害」とは、補助参加人が全資産をもってしても賠償しきれないような損害を負うような状態をいい、「本件原子力発電所に関していえば広範囲に放射性物質を飛散させる事故（すなわち重大事故）発生のおそれ」をいい、善管注意義務の内容を検討するに当たっては、「回復することができない損害を生じるおそれにつながるもの」でなければならない。
- ② 原子炉施設の健全性についての判断に関しては、「社内の専門

家や社外の信頼すべき公的専門機関等の意見など…を信頼して業務の執行に当たる場合には、特段の事情のない限り、善管注意義務を尽くしている」と解し得る。そして、「新規制基準…に従い再稼働の判断をするというのであれば、取締役としては、基本的に会社法360条の要件としての善管注意義務を果たしていると評価し得る」。

- ③ 「原告らは、それでもなお、被告らに、本件原子力発電所の再稼働につき会社法360条の要件としての善管注意義務違反、すなわち、特段の事情があるというのであれば、本件原子力発電所において、新規制基準適合性が確認されてもなお重大事故が発生し得る危険性が具体的にあり得ることを、主張立証する必要がある」。

## 2 御庁の見解が不合理であること

- (1) 前記1の見解①は、1つには、損害賠償責任の主体を取締役ではなく補助参加人ととらえている点で誤っている。そのことはすでに第23準備書面で明らかにした。

さらに、見解①の誤りのもう1点は、重大事故発生の場合に限定したことである。この点については、原発の再稼働にあたり、維持費や追加の安全対策費、放射性廃棄物の処分費用、廃炉費用等を考慮しなければならないことを第23準備書面で述べた。

かくして、重大事故が発生したときに限って「回復することができない損害」が生ずるとみる見解①は明らかに不合理である。

- (2) また、新規制基準に従って再稼働の判断をすれば善管注意義務を果たしたと評価できるとする御庁見解②や、これを前提とした立証責任の所在や内容を述べる見解③も、不合理である。

原告らの主張する善管注意義務の内容は、訴状や第21、23、

24、27～31準備書面でも度々述べているところである。すなわち、原告らは、適合性審査の結論が出る前の意思決定や、新規制基準では審査されない避難計画に関する調査検討をも問題にしているが、御庁はこれらの点について何ら触れていない。取締役が原発の再稼働にあたり検討すべき事項は、重大事故のリスクのみではないはずであるが、御庁は、見解②にて、取締役が新規制基準の判断を踏まえて再稼働をすると判断すれば基本的に善管注意義務を果たすとしている。これも到底是認できるものではない。

御庁見解②は、福島第一原発事故を経てもなお「原発の安全神話」から脱却できていないことの証左である。福島第一原発は、当時の規制基準をクリアしていたものであるが、それにもかかわらず、世界でも過去最悪レベルの重大事故が発生しており、「原発の安全神話」は崩壊したとあって差し支えない。福島第一原発事故を経て新規制基準が策定されてはいるが、同基準も安全を保証する基準ではないことは原子力規制委員会も認めている（たとえば、原子力規制委員会の田中俊一委員長（当時）自身、平成26年7月16日の定例記者会見などで、規制委員会は新規制基準に基づく適合性審査を行うだけで、安全を保証するものでないとの趣旨の発言をしている。）。新規制基準は、事故被害リスクを低減させるための基準であり、原発の安全を保証するための基準ではない以上、取締役には重大事故が万が一にも発生しないよう調査、検討、判断する義務があり、また重大事故が発生した場合でも被害を最小限に抑え、会社の負う損害を最小限にするための対策の内容を調査、検討、判断する義務がある。

原子力基本法第2条の4第1項でも、原子力事業者は「原子力事故の発生防止…のために必要な措置を講じ、並びにその内容を不

断に見直し、その他原子力施設の安全性の向上を図るための態勢を充実強化し、並びに関係地方公共団体その他の関係機関と連携しながら原子力事故に対処するための防災の態勢を充実強化するために必要な措置を講ずる責務を負うとし、原子力災害対策特別措置法第3条でも「原子力災害の発生の防止に関し万全の措置を講ずるとともに、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止及び原子力災害の復旧に関し、誠意をもって必要な措置を講ずる責務」（下線は原告代理人による。）を負うと規定されており、原子力事業者は、原発事故の発生防止や事故被害の拡大防止等の責任を負っていることは明記されている。

このように、御庁（従前の裁判構成体）による見解②は、「原発の安全神話」から脱却し切れておらず、原子力事業者の負う責任を誤解しており、誤りである。また、この誤った見解②に基づき、原告らに「新規制基準適合性が確認されてもなお重大事故が発生し得る危険性が具体的にあり得ること」の立証責任を課す見解③も誤りである。

### 3 本準備書面の位置づけ（目的）

原告らは、御庁の見解にはいずれも誤りがあると考えている。

もともと、御庁の見解①の不合理性は前記の通りであるが、その点ここでは措いて、本準備書面は、「新規制基準適合性が確認されてもなお重大事故が発生し得る危険性が具体的にあり得ること」（御庁見解③）についてどちらが主張立証責任を負うのか、いかなる事実を主張立証すべきかを論じるものである。

## 第2 原発事故発生の危険性の立証責任に関する判例—伊方最高裁判決

### 1 はじめに

争点となった事実が存否不明となった場合、立証責任を負う当事者が敗訴判決を負うことになるが、立証責任に従った判決が真実に合致する保障はない。また、立証責任を原告被告に対等に割り当てること、実際には当事者に不公平をもたらす事案も存在する。そのため、可能な限り存否不明とならないように事実認定を行うため、また両当事者間の公平をより実質的に実現するため、立証責任のルールを修正することが求められる場面がある。

その修正がなされた一例が、伊方原発の原子炉設置許可取消訴訟についての最高裁判決（最高裁第一小法廷平成4年10月29日判決。以下「伊方最高裁判決」という。）である。

## 2 伊方最高裁判決

伊方最高裁判決が判示する内容は多岐にわたるが、そのうち主張立証責任や審理方法に関する判示の概要は以下の通りである。

### (1) 総論

「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」（昭和52年法律第80号による改正前のもの。以下「規制法」という。）の趣旨は、原子炉施設の安全性が確保されない場合には、放射能被害による深刻な災害を惹起するおそれがあるため、「災害が万が一にも起こらないようにするため」、原子炉設置段階で科学的専門技術的観点から十分な審査を行わせることにある。

### (2) 原子炉設置許可処分の取消訴訟における審理・判断の方法

原子炉施設の安全性に関する審査は、当該原子炉施設そのものの工学的安全性、事故時における周辺地域への放射線の影響等を多角的総合的見地から検討するものであり、しかも、審査対象には将来予測にかかる事項も含まれているので、その審査には多方面にわたる極めて高度な最新の科学的専門的知見に基づく総合判断が必要

であるため、原子力委員会等の科学的専門的技術的知見に基づく意見を尊重してなされる被告行政庁の合理的判断に委ねる趣旨である。

そこで、原子炉設置許可処分の取消訴訟における裁判所の審理判断は、原子力委員会若しくは原子炉安全専門委員会の専門技術的な調査審議及び判断を基にしてされた「被告行政庁の判断に不合理な点があるか否か」という観点から行われるべきである。

### (3) 主張立証のあり方

「被告行政庁の判断に不合理な点があるか否か」についての主張立証責任は、「本来、原告が負うべきものと解される」が、原子炉施設の安全審査に関する資料をすべて被告行政庁の側が保持していることなどの点を考慮すると、「被告行政庁の側において、まず、その依拠した…具体的審査基準並びに調査審議及び判断の過程等、被告行政庁の判断に不合理な点のないことを相当の根拠、資料に基づき主張、立証する必要があり、被告行政庁が右主張、立証を尽くさない場合には、被告行政庁がした右判断に不合理な点があることが事実上推認される」ものというべきである（下線は原告ら代理人による。以下同様。）。

### 3 伊方最高裁判決に関する学説

同判決については、事案解明義務を承認したものであると理解する立場が有力である（有斐閣「注釈民事訴訟法（第4巻）」58～60頁）。

事案解明義務とは、重要な情報や証拠が当事者の一方に偏在する現代型訴訟（公害、環境等訴訟）にて、主張・立証の実質的公平化を図る理論であり、“一定の要件”のもとで、証明責任を負わない相手方当事者に行為義務としての事案解明義務が生じるとする考えである。

“一定の要件”については、学者により若干の差異があるが、たとえば、①証明責任負担者が自己の権利主張について合理的な基礎があるとする手がかりを示すこと、②この者が客観的に事実解明をなし得ない状況にあること、③そのことに非難可能性がないこと、反対に、④相手方の方には解明が容易かつ期待可能性があること、という4つの要件を挙げる学説（春日偉知郎「民事証拠法研究〔1991〕233頁以下）がある。

#### 4 小括

以上の通り、伊方最高裁判決は、証拠の偏在を理由に、本来原告が主張立証しなければならない行政庁の判断の不合理性について、まず行政側が判断の合理性を主張立証する必要がある、これがなされない場合には判断の不合理性が「事実上推認」されるとして、住民側の立証責任を軽減している。

### 第3 民事訴訟における立証責任

伊方最高裁判決は行政訴訟での判断であるが、事業者を相手方とする民事訴訟でも同様の定式が採用され、住民側の立証責任を軽減することが主流となっている（もともと、そのバリエーションは複数ある）。そのいくつかを取り上げる。

#### 1 女川原発建設工事差止請求事件（仙台地裁平成6年1月31日判決（判時1482-3））

(1) この事件は、住民側が、事業者である東北電力を相手方とした民事訴訟で、住民側が人格権等に基づいて原発の建設または運転の差止めを求めた事案である。

(2) 仙台地裁は、立証責任について、次のように述べている。

「当該原子力発電所に安全性に欠ける点があり、原告らに被害が

及ぶ危険性があること」についての立証責任は、人格権に基づく差止訴訟一般の原則どおり、「原告が負うべきもの」と解され、本件でいえば、原告らは、「①原子力発電所の運転による放射性物質の発生、②原子力発電所の平常運転時及び事故時における右放射性物質の外部への排出の可能性、③右放射性物質の拡散の可能性、④右放射性物質の原告らの身体への到達の可能性、⑤右放射性物質に起因する放射線による被害発生の可能性について、立証責任を負うべき」ことになる。

他方、本件原子力発電所は、ウラン235を燃料とし、内部に毒性の強いプルトニウム239等人体に有害な放射性物質を大量に発生させるものであること、原告らが本件原発から20キロメートルの範囲内に居住していることから、原告らは、原発事故等による災害により、その生命・身体等に直接的かつ重大な被害を受けるものと想定される地域内に居住する者ということが出来る。また、本件原発は平常運転時においても一定の放射性物質を環境に放出することは避け難い。

前記のとおり、「原告らは、既に前記①ないし⑤の点について原告らの必要な立証を行っていること、本件原子力発電所の安全性に関する資料をすべて被告の側が保持していることなどの点を考慮すると、本件原子力発電所の安全性については、被告の側において、まず、その安全性に欠ける点のないことについて、相当の根拠を示し、かつ、非公開の資料を含む必要な資料を提出したうえで立証する必要がある、被告が右立証を尽くさない場合には、本件原子力発電所に安全性に欠ける点があることが事実上推定（推認）されるものというべきである。そして、被告において、本件原子力発電所の安全性について必要とされる立証を尽くした場合には、安全性に欠ける



点があることについての右の事実上の推定は破れ、原告らにおいて、安全性に欠ける点があることについて更なる立証を行わなければならないものと解すべきである」。

(3) この裁判例は、伊方最高裁判決の考え方を民事の差止訴訟の場で展開したものとされている(公告尚史・ジュリスト1049-39)。

原告らに、前記(2)の①～⑤の立証責任を負わせているが、これらの立証は困難なものではなく、仙台地裁も「既に前記①ないし⑤の点について原告らの必要な立証を行っている」としており、実質的には被告らに安全性に関する立証を委ねているのである。

さらにこの仙台地裁判決は、被告事業者側に、非公開の資料を含む必要な資料の提出も求めており、情報開示を強く要請している点が注目される。これは、安全性の立証について電力会社の積極的な協力を要請しているものと考えられており(橋本博之・ジュリスト1068-38)、原告被告間の情報の偏在を是正して実体を把握しようとする仙台地裁の姿勢を読み取ることができる。

また仙台地裁判決は、放射性物質の危険性やその被害の深刻さにも触れており、判断の根底には、原子力を取り扱う事業者の責任の重さを念頭に置いていると考えられる。

なお、同判決に関しては、被害発生の可能性を原告が立証している以上、被告が安全性の担保を立証すべきとして原告の立証負担を軽減したものであり、厳密には伊方最高裁判決とは異なるといわれている(判時2427-182)。

2 伊方原発3号機運転差止仮処分命令申立却下決定に対する即時抗告事件(高松高裁平成30年11月15日決定(判時2393・2394合併号-383))

(1) この件も、住民側が事業者である四国電力を相手方とした民事訴

訟である。住民側が人格権に基づいて原発の運転差止めを命じる仮処分申立てをしたところ、原審が却下決定をしたため、その即時抗告を申し立てた事件である。

(2) この件で、高松高裁は、主張疎明責任について以下のように判示した。

ア 人格権に基づく妨害予防請求権を被保全権利として発電用原子炉施設の運転の差止めを求める仮処分においては、「本来、差止めを求めている抗告人ら（注：住民側）が具体的危険性の存在について主張疎明責任を負うべき」ものと解される。

もともと、「発電用原子炉施設の設置及び運転が原子炉等規制法に基づく安全性についての多段階の審査を経た上で行い得るものとされている上、改正原子炉等規制法において、発電用原子炉設置者がその発電用原子炉施設の安全性について自ら評価を行う制度が導入されたことにも鑑みると、発電用原子炉設置者は、発電用原子炉施設の安全性に関する科学的、専門技術的知見及び資料を十分に保持しているのが通常である。また、発電用原子炉施設の安全性に欠けるところがある場合、その運転等によって放射性物質が原子力発電所の敷地外に放出されたときには、人の生命及び身体に直接的かつ重大な被害を与える可能性がある。

そうすると、発電用原子炉設置者である相手方の側において、まず、その発電用原子炉施設の運転等によって放射性物質が周辺環境に放出され、その放射線被曝により当該発電用原子炉施設の周辺に居住する抗告人らの生命及び身体に直接的かつ重大な被害を与える具体的危険性が存在しないことについて、相当の根拠、資料に基づき、主張、疎明する必要がある、相手方がこの主張、疎明を尽くさない場合には、上記の具体的危険性の存在が事実上

推定されるというべきである」。

イ そして、「相手方が設置及び運転する発電用原子炉施設が改正原子炉等規制法（注：平成24年改正後の原子炉規制法）に基づく原子炉設置変更許可等を通じて新規制基準に適合する旨の判断が原子力規制委員会により示されている場合には、新規制基準の設定及び新規制基準適合性についての判断が、多方面にわたる極めて高度な最新の科学的、専門技術的知見に基づくものである上、原子力規制委員会が原子力利用における安全の確保に関して専門的知識及び経験並びに高い識見を有する者のうちから任命される委員長及び委員により構成され、委員長及び委員は専門的知見に基づき中立公正な立場で独立して職権を行使することとされていることにも鑑みると、相手方は、前記アの具体的危険性が存在しないことの主張、疎明に代えて、現在の科学技術水準に照らし、新規制基準に不合理な点がないこと並びに当該発電用原子炉施設が新規制基準に適合するとした原子力規制委員会の判断に不合理な点がないことないしその調査審議及び判断の過程に看過し難い過誤、欠落がないことを相当の根拠、資料に基づき主張、疎明することで足りるというべきである。これに対し、抗告人らは、相手方の上記の主張、疎明を妨げる主張、疎明（いわゆる反証）を行うことができ、相手方が上記の点について自ら必要な主張、疎明を尽くさず、又は抗告人らの上記の主張、疎明（いわゆる反証）の結果として相手方の主張、疎明が尽くされない場合は、新規制基準に不合理な点があり、又は当該発電用原子炉施設が新規制基準に適合するとした原子力規制委員会の調査審議及び判断の過程に看過し難い過誤、欠落があることが事実上推定されるものというべきである。そして、上記の場合には、相手方

は、それにもかかわらず、当該発電用原子炉施設の運転等によって放射性物質が周辺環境に放出され、抗告人らの生命及び身体に直接的かつ重大な被害を与える具体的危険性が存在しないことを主張、疎明しなければならないというべきである」。

- (3) この高松高裁決定は、近時の裁判例の動向と軌を一にしているといわれているが、その特徴は、規制基準適合性判断の合理性のみならず、規制基準自身の合理性についても事業者側に主張・疎明を求めることと、事業者側が主張・疎明を尽くした後に住民側のさらなる疎明を求めないことにある。事業者側に厳しい主張疎明責任を課しているが（以上、判時2427-179）、立証責任についての負担の公平性の観点から高く評価できる決定である。

また、事業者側に主張疎明責任を課す理由の1つとして、高松高裁は、改正原子炉等規制法に基づく発電用原子炉設置者の立場にも触れている。すなわち、同法において、発電用原子炉設置者が原子炉施設の安全性について自ら評価を行う制度が導入され、「原子炉設置者が、原子炉施設の安全性に関する科学的、専門技術的知見及び資料を十分に保持しているのが通常である」と述べている。高松高裁は、事業者側に証拠が偏在すること、事業者側が科学的、専門技術的知見を有していることを指摘し、事業者側に主張疎明責任を課した。

なお、この事案では、新規制基準に基づき、平成25年7月に原子炉設置変更許可申請がなされ、原子力規制委員会は、適合性審査を行って新規制基準に適合する旨の判断を示していた事案であり、本件志賀原発の適合性審査状況とは異なっている。

- 3 以上のように、行政訴訟のみならず、民事訴訟においても、主に証拠の偏在を理由として住民側の立証責任を軽減する修正をしている。

#### 第4 本件での立証責任のあり方

##### 1 取締役の違法行為差止請求と人格権に基づく差止請求との共通点

- (1) 前述第3では、人格権に基づく原発の運転等差止めにおける立証責任についてみてきた。裁判例に目を通すと、住民側の立証責任を軽減する最大の理由は、証拠の偏在である。原発の安全性に関する資料はすべて事業者側が保有しているという証拠の偏在を理由に、裁判所は住民側の立証責任を軽減し、実質的な公平を図ってきている。

この証拠の偏在という点は、本件志賀原発での事故発生の危険性が争点の1つとなっている本件でも当てはまる。

すなわち、補助参加人は、志賀原発の安全性の基準に関する科学的・技術的知見を有するとともに、志賀原発の施設、設備、機器等に関する資料や原子力規制委員会の安全性審査に関する資料をすべて保有する。取締役である被告らも、会社の業務執行や意思決定を担う役員として、これらの資料を容易に取得し、確認しうる立場にある。本件でも証拠が偏在する不公平な状況は、人格権に基づく原発の運転等差止めと同じである。

- (2) さらに令和6年能登半島地震では、被告らは、地震の情報やその解析、敷地内の断層や地盤に関する情報、敷地内施設の状況等、原発の安全性に関わる新たなかつ重要な情報を大量に取得したはずである。プレスリリース等によって公表はされているものの、それはほんの一部である。たとえば、本年3月25日、補助参加人は、「施設内断層が活断層ではないとする評価に影響はない」と発表した（甲200）、その根拠として断層の写真が一部公表されているが、活断層ではないという判断過程が妥当か判断しかねるもので

あった。また、社民党調査団が能登半島地震後に志賀原発の視察を申し入れたが、当初補助参加人は視察を拒否し、視察ができたのは本年3月18日になってからである。しかも、視察できたのも敷地内の一部のみであった。能登半島地震という重大な事象が生じたにもかかわらず、原告らは十分な情報を取得できないことが顕著となった。

このように、志賀原発の安全性に関する資料は、すべて、補助参加人や被告らが保有しており、証拠の偏在は明白である。

- (3) したがって、証拠の偏在という点では、人格権に基づく原発の運転等差止請求も、本件の会社法を根拠とした原発の再稼働についての取締役の違法行為差止請求も同じ状況にある。

そのため、原発事業者である補助参加人や被告らが、志賀原発にて重大事故の発生しうる具体的な危険がないことについての立証責任を負うべきである。

## 2 本件特有の事情からも本件原告の立証責任を軽減すべきこと

### (1) 志賀原発固有の危険性

仙台地裁判決（前述第3の1）や高松高裁判決（前述第3の2）でも考慮されていた放射性物質の危険性や原発事故発生による被害の深刻さは当然、志賀原発でもあてはまるが、令和6年能登半島地震を経験し、志賀原発は、地震と原発事故が同時に起きた場合、避難計画通りの避難をすることは不可能であることが明らかになった（詳細は、原告第36準備書面参照）。「のと里山海道」は、陥没等により一時全面通行止めになり、その他の道路も土砂崩れや倒木等により多くの箇所寸断された。また、建物の損壊により屋内退避すらできない住民も大勢発生した。そのため、志賀原発は、事故が発生すると、早期の避難が困難となり、周辺住民を被ばくさせ、

生命や身体に対する直接的かつ重大な被害を与えることになるのは、間違いない。そのような特徴を有することが明らかとなった以上、志賀原発においては、今後原発事故を万が一にも発生させてはならず、それゆえに極めて高度な安全性が要求されるべきである。

そして、周辺住民らの避難が困難なことは、本件で原告らが主張していることもあり、本件被告ら取締役はすでに認識しているはずである。つまり、今後原発事故が発生した場合には、周辺住民の生命や身体、健康に対して不可避の被害を与え、それにより会社にも甚大な損害を与え、ひいては株主に損害を与えることをも取締役は認識したといえる。

したがって、令和6年能登半島地震により、被告ら取締役が、万が一にも事故を発生させてはならない注意義務を負っていることが明白となったといえ、訴訟においても、原告らに対し、原発事故の具体的な危険性がないことを説明し、証明する責任を負っている。

## (2) 株主に対する取締役の責任

会社法上、株主には取締役会議事録の閲覧・謄写請求が認められている。

もともと、監査役設置会社の場合、取締役会議事録の閲覧謄写には、裁判所の許可が要求されている（会社法371条2項、3項）。これは、監査役設置会社では、第一次的に監査役等が監視を行うと考えられているためである。そのため、監査役設置会社では、株主は、株主総会にて、取締役や監査役に質問し、その説明を受けることで取締役会での協議内容に関する情報を収集することが想定されていると考えられる（会社法314条）。

取締役は、株主に対して説明責任を負っているものといえるが、実際は、株主総会の運営や時間的な制約の関係で、株主総会での質

問のみでは十分な説明を受けられているとは言い難い。実際に、これまで補助参加人の株主総会に参加してきた原告らは、志賀原発について質問しようと思っても、1人2分程度に質問時間が制限され、質問をしても取締役等からは回答自体拒否されたり、不誠実な説明を繰り返されたりしてきた。

本来、取締役は株主に対して説明責任を負う立場である。これまで株主総会で十分な説明を受けていない株主である原告らが本件訴訟で立証責任を果たすことは不可能を強いるものであり、不公平である。取締役の実体法上の説明責任に則して考えると、本件訴訟でも取締役である被告らが原発事故の安全性の立証責任を負うと考えるのが合理的である。

### 3 結語

以上の通り、本件の原告と被告との間でも、圧倒的な証拠の偏在があり、能登半島地震でもそのことが明らかとなった。重要な情報をすべて被告らや補助参加人ら電力事業者側が保有しているにもかかわらず、原告らに重い立証責任を求めることが公正、公平であるはずがない。

そこで、これまでの判例及び裁判例から導かれる立証責任のあり方からすれば、本件においても、まず原子力発電事業者の立場である被告らにおいて、原告らが問題として主張する事項を踏まえてもなお新規規制基準に不合理な点がないことや、新規規制基準の適合性等が確認されれば重大事故の発生しうる具体的な危険がないことを、相当の根拠や非公開の資料を含むあらゆる資料に基づき主張立証すべきである。

これに対し、原告らは、被告らの主張立証を妨げる反証を行い、その結果、被告らより上記の主張立証が尽くされない場合は、本件原発において重大事故の発生し得る具体的危険性が事実上推認され、「回



復することができない損害」を生じるおそれのある善管注意義務違反が認められるものと解すべきである。

以 上